



【議事】

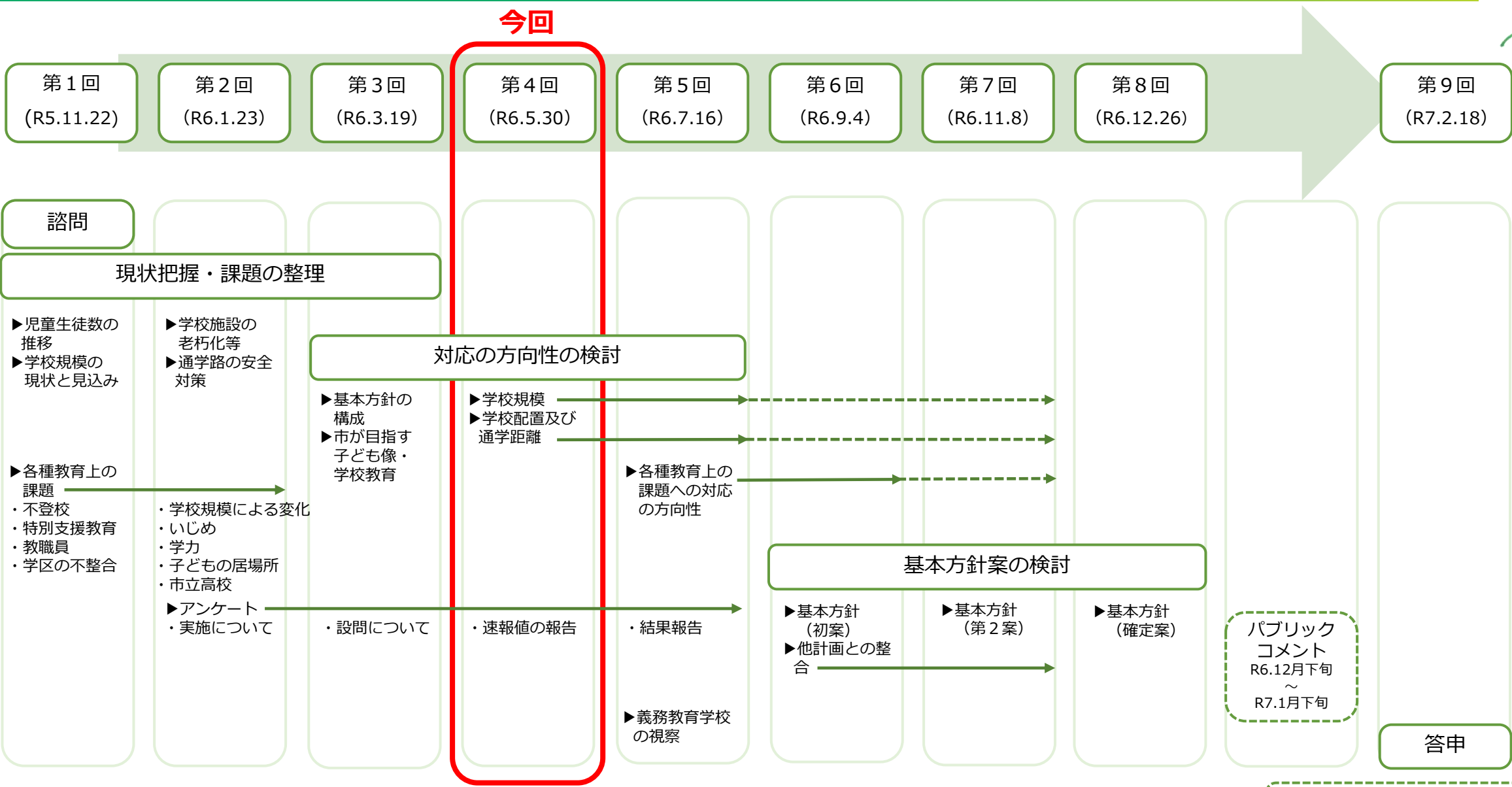
「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針」について

(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

ア 学校規模

イ 学校配置及び通学距離

柏市教育政策審議会の進行スケジュール（予定）



(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

【参考資料 1】
スライド 1 ～ 7



ア 学校規模

学校規模について教育委員会で検討した内容 (たたき台)

【小中学校共通】

- 目指す子ども像・学校教育を実現するため、「全学年でクラス替えができない規模の学校」は、早期改善に向けて検討を開始することが必要か

➡ 小:6学級以下, 中:3学級以下

【小学校】

- 目指す子ども像・学校教育を実現するため、望ましい学校規模は、「1学年あたり(または学校全体で)何学級以上とすることが適当か」

※望ましい学校規模に満たない小学校では、将来にわたる児童数の見込みや学校施設の老朽化状況等を勘案し、改善に向けた検討を開始することが適当か

- 「学校規模の上限は設けないが、円滑な学校運営や一人ひとりの子ども達へのきめ細やかな支援を図るため、必要十分な学校敷地、必要十分な教室等の学校施設、必要十分な教職員の配置、学区外就学の制限等」の条件を整えることができない場合には、学校の分離新設、校舎等の増築、通学区域の変更等を検討することが適当か
- 義務教育学校(前期課程)は、これに準じるのが適当か

【中学校】

- 目指す子ども像・学校教育の実現及び効果的な学校運営を実施するため、望ましい学校規模は、「1学年あたり(または学校全体で)何学級以上とすることが適当か」

※望ましい学校規模に満たない中学校では、将来にわたる生徒数の見込みや学校施設の老朽化状況等を勘案し、改善に向けた検討を開始することが適当か

- 「学校規模の上限は設けないが、円滑な学校運営や一人ひとりの子ども達へのきめ細やかな支援を図るため、必要十分な学校敷地、必要十分な教室等の学校施設、必要十分な教職員の配置、学区外就学の制限等」の条件を整えることができない場合には、学校の分離新設、校舎等の増築、通学区域の変更等を検討することが適当か
- 義務教育学校(後期課程)は、これに準じるのが適当か

▶本日の御審議及びアンケート結果を踏まえ、次回(7月開催予定)も引き続き、審議いただく予定

(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

【参考資料 1】
スライド 1 ～ 7



ア 学校規模

① 国の基準

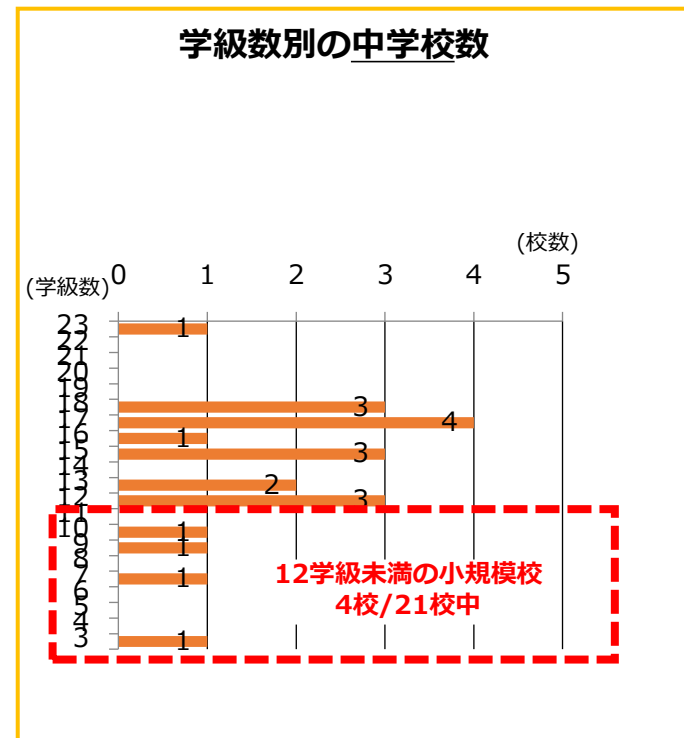
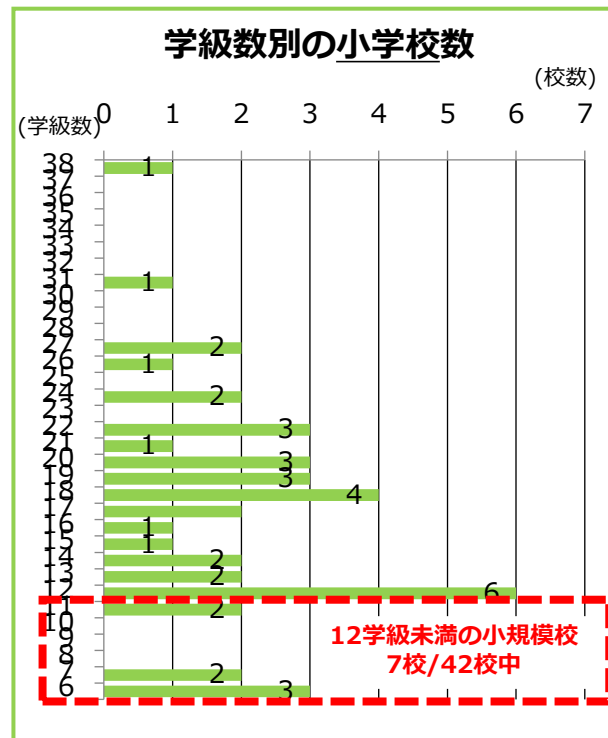
- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の
実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
（同省令第79条により、中学校に準用）
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）
（適正な学校規模の条件） ※一部要約
第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級までであること。
(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

② 柏市の基準（現行）

	小規模	適正規模	大規模
小学校	11学級以下	12～24学級 (各学年2～4学級)	25学級以上
中学校	11学級以下	12～24学級 (各学年4～8学級)	25学級以上

出典：柏市立小学校及び中学校の適正配置に関する基本方針（平成28年3月）

③ 市内小学校・中学校の学校規模の分布



※小・中学校ともに令和5年5月1日時点の学級数（特別支援学級は含まない）

柏市立小中学校は、地域により
学校規模も様々

▶ 大規模な学校と小規模な学校
が混在



10年、20年、30年と時間の経過とともに、**小規模な学校が大幅に増加する見込み**

(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

【参考資料 1】
スライド 1 ～ 7



ア 学校規模

④ 学校規模による教育上・運営上の違い (小規模)

利点	留意すべき課題
- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい - 意見や感想を発表できる機会が多くなる - 一人一人がリーダーを務める機会が多くなる	- 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい - 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい - 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」

社会性を育む、多様な考えに触れる機会の確保
切磋琢磨する態度、向上心を高める



対応策例

- 小中一貫教育の導入により、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模を確保する
- TV会議システムやオンライン会議システム等のICTを活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施する
- 保護者や地域住民の参画を得て、国語や総合的な学習の時間等でパネルディスカッション等を実施する
- 過去の先輩が作った優れた作品や各種の全国調査の結果等の活用

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」



出典：柏市立学校HP

(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

【参考資料 1】
スライド 1 ～ 7



ア 学校規模

⑤ 学校規模による教育上・運営上の違い（大規模）

利点	留意すべき課題
- 児童生徒を多様な意見に触れされることができる - 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる - 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる	- 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある - 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」

一人一人が活躍できる機会の確保
学校運営上の工夫，効率化

対応策例

- 学校行事にこだわることなく、授業での発表やグループワークでの進行、その他の活動等において、一人一人が活躍できる機会をつくる
- 教頭の複数配置や学年におけるミドルリーダーの役割を果たす教員の配置
- 管理職や教務主任を中心に学校運営を行うにあたり、適切な共通理解の場の設定や日常的なコミュニケーションのなかでの目標や課題に対する進捗確認、ICT機器の活用

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）」等

授業の様子



行事やグループ活動の様子



出典：柏市立学校HP

(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

【参考資料 1】
スライド 8 ～ 17



イ 学校配置及び通学距離

学校配置及び通学距離について教育委員会で検討した内容 (たたき台)

【小中学校共通】

- 検討にあたって重視する視点は次の5点
 - ➡ ①児童生徒の通学上の安全
 - ➡ ②児童生徒の通学に関する負担軽減(過度な負担とならぬよう配慮する)
 - ➡ ③地域コミュニティの維持
 - ➡ ④教職員の負担軽減(新たな負担増加の抑制)
 - ➡ ⑤児童生徒の運動能力の維持・向上

【小学校】

- **小学校児童にとっての望ましい通学距離は「2km以内」とすることが適当か**

※ 兄弟での通学や体力面による発達の違いを考慮し、**全学年一律の基準**とすることが適当か

- 通学時に上記以上の距離を歩く児童に対しては、他の通学手段を含め、必要な安全対策に努めることが適当か

(対応策の例)

- ① 登校班の編成, 学校運営協議会やPTAと連携した安全指導
- ② 交通安全指導員の配置
- ③ 路線バスやカシワニクル(オンデマンドタクシー)等, 公共交通機関で通学する場合における利用料の助成
- ④ スクールバスの運行

上記5つの視点に照らしつつ、
個々の学校ごとの状況を踏まえ、
最善の対応策を検討

【中学校】

- 中学校では、学校長の判断により、現在も一定距離以上の通学距離となる生徒には「自転車通学」を許可しているため、現在の対応を継続することが適当か

- **中学校生徒にとっての望ましい通学距離は、国の基準及び現在の柏市の基準と同様、「6km以内」とすることが適当か**

※ 3kmを超える徒歩での通学となる場合には、学校長の判断により、自転車での通学許可を検討することが適当か

▶本日の御審議及びアンケート結果を踏まえ、次回(7月開催予定)も引き続き、審議いただく予定

(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

【参考資料 1】
スライド 8 ～ 17



イ 学校配置及び通学距離

【通学距離案（小学校：2km以内，中学校：6km以内）を設定した理由】

小学校で2km以内（目安となる通学時間：30分）を望ましい通学距離とした理由

以下の関係調査の結果を踏まえるとともに、近年の著しい気象状況の変化による夏場の猛暑や異常気象の発生等を勘案し設定

- ▶ 通学時間が**40分以上になるとストレスを感じる割合が高くなる**（文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係る児童生徒の心身の負担に関する調査研究(平成20年)」）
- ▶ 保護者・教職員が考える、小学校児童にとって安全に通学するための時間としては「**20分～30分**」が最も多い
（柏市立小中学校の教育環境に関するアンケート(平成27年)）
- ▶ 小学校児童の通学時間の全国平均は「**22分**」である（令和3年社会生活基本調査，公立・市立を問わず全ての小学校）
- ▶ 小学校低学年児童は**2 kmを通うのに約29分を要する**（令和5年度柏市実地調査）

中学校で6km以内を望ましい通学距離とした理由

以下の関係調査の結果を踏まえるとともに、近年の著しい気象状況の変化による夏場の猛暑や異常気象の発生等を勘案し設定

- ▶ 通学時間が**40分以上になるとストレスが大きくなる可能性がある**（文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係る児童生徒の心身の負担に関する調査研究(平成20年)」）
- ▶ 自転車の平均速度(14.6km/h)を勘案すると、6kmを自転車通学する場合に要する時間は**約25分で、40分以内に収まる**
（国土交通省による高松市での調査結果(平成21年)）

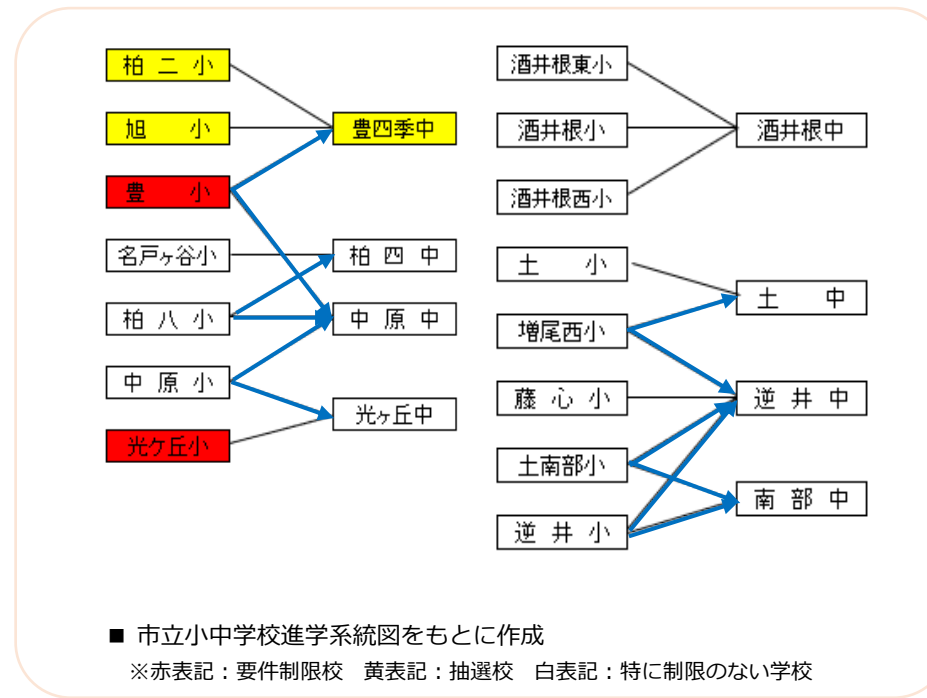
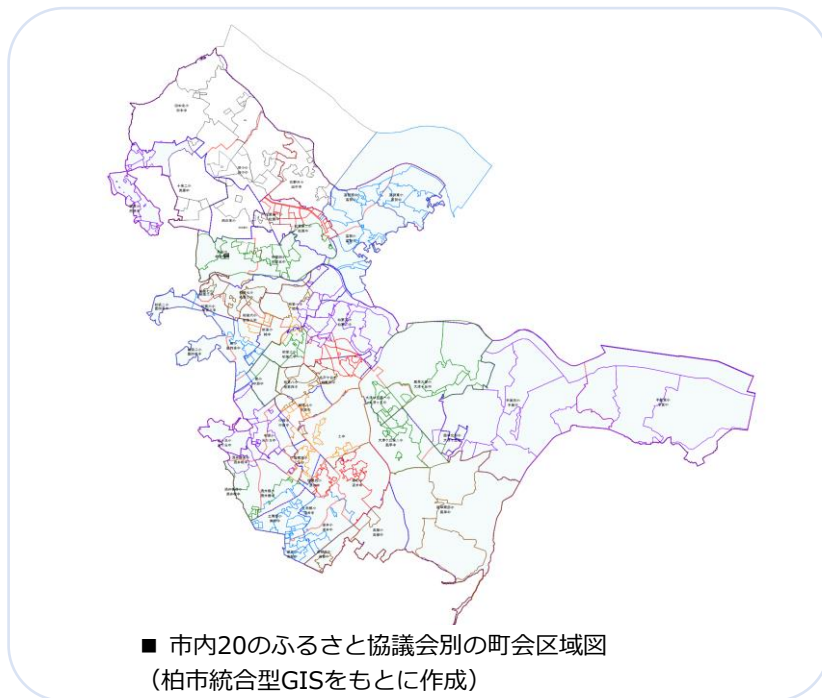


(2) 将来の学校のあり方に関する基本的な考え方

【参考資料 1】
スライド 8 ～ 17



イ 学校配置及び通学距離 ※学区の不整合



- ▶ 近隣自治体でも柏市と同様、「コミュニティ区域≠通学区域」の状況が発生
- ▶ 通学区域は、道路や河川等の地理的状況、それまでの歴史的経緯等を踏まえて設定 ⇒ 安易な変更は保護者や児童、地域住民に混乱を招く恐れ

対応の方向性

- ！ **子どもの教育環境を第一に**，分散進学についてはできる限り保護者の意向に寄り添って学区外就学制度を活用することが適当か
- ！ **「将来の学校のあり方」を検討するタイミングに合わせて**，通学区域の変更，コミュニティ区域と学区との整合の可能性について探ることが適当か